



中国・四国労働安全衛生 マネジメントシステム 評価・認定機構

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入・推進されている事業場の方々に対して、その成果を確認（評価・監査）し、認定いたします。

このような
事業場様
おすすめ
です！

1. システムが規定通りに動いているか、第三者に確認してほしい
2. 労働安全衛生法第88条第1項*の申請準備をしたい（申請前の評価・監査）
3. 継続的に安全衛生管理技術を継承・発展させたい

当機構の概要

- ◆名称
中国・四国労働安全衛生
マネジメントシステム評価・認定機構
- ◆所在地
〒760-0078
香川県高松市今里町8-8
（四国労働安全衛生コンサルタント事務所内）
- ◆TEL/FAX
087-867-6458

- 【会長】
中嶋和夫
（労働安全コンサルタント事務所コンセフ所長）
- 【副会長】
本郷信夫
（本郷労働安全コンサルタント事務所所長）
- 【事務局長】
矢野健三
（四国労働安全コンサルタント事務所所長）

? 労働安全衛生マネジメントシステム （OSHMS）とは・・・

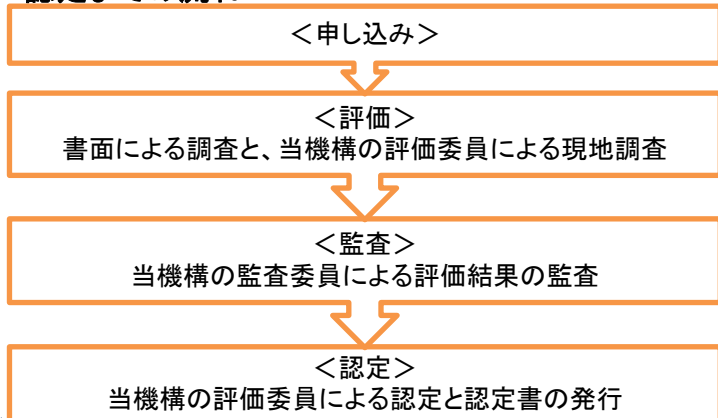
事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて、

- (1) 方針表明
- (2) 危険性調査及び措置
- (3) 目標設定
- (4) 計画の作成・実施・評価・改善

などの活動を自主的に行うことです。

（**届出に関する行政上のメリットあり***）

認定までの流れ



地元（中国・四国）の
評価委員が伺います



申込書のダウンロード、その他詳細については
<http://www.d4.dion.ne.jp/~yano5/nintei.html>